

第4回高知県食の安全・安心推進審議会（H19.1.17）会議録

発言者	内 容
司会	<p>大変お待たせをいたしました。ご案内を差し上げました1時半がきましたので、第4回の高知県食の安全・安心推進審議会を開催したいと思います。私、食品・衛生課の岩井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今日は大変お忙しい中お越しくさいます、ありがとうございます。</p> <p>まず最初に、欠席の方をお知らせさせていただきます。本日、お手元の資料の中にまず、第4回高知県食の安全・安心推進審議会という資料があるかと思いますが、これを開けていただきますと、審議会委員の名簿が付いております。欠席される方が、矢野博子さん、濱中さん、当初この2名の方が欠席ということで聞いておりましたが、急遽、澤田様、沖野様が欠席ということで連絡が入っております。また、タナカシヨクの田中さんが都合によりまして、代理の上田様が出席をくださっております。以上16名の出席をいただいております。審議会の委員数の過半数に達しておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>それと、今日の会議は公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、この委員さんの名簿の裏に事務局の名簿も付けてございます。関係課から出席しております、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、開会に当たりまして、健康福祉部の畠中部長よりご挨拶をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
畠中部長	<p>皆様こんにちは。高知県の健康福祉部長の畠中です。開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は大変お忙しい中、第4回の高知県食の安全・安心推進審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また日頃から、県の食の安全・安心に関する施策にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。</p> <p>食の安全・安心は、県民生活にとって大変重要なことでありますし、県が目指しています、「住み慣れた地域で元気で暮らしていく」ということを目指します県づくりを実現するために、非常に大事なことではないかということで取り組んでおります。</p> <p>第1回の審議会におきまして、高知県食の安全・安心推進計画の策定について知事から諮問をさせていただきまして、これまで3回、審議会においてご議論をいただいております。本日は、推進計画についてご審議いただく最後の会になるのではないかと考えております。前回の審議会の後、県民の皆様からも意見募集を行いまして計画案としてまとめております。委員のみなさんには、この計画案についてご議論をいただきまして、審議会としてのとりまとめと答申をいただければ、というように思っております。</p> <p>本日はどうか、よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。それでは会議に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。まず最初に、推進計画（案）修正版ということで資料1がご</p>

<p>青山会長</p>	<p>ございますでしょうか。もし、ない方は事務局の方でお持ちをしたいと思います。続きまして資料2、主な修正箇所についてという資料がございますでしょうか。資料3、パブリックコメントにより寄せられたご意見及び対応という資料がございますでしょうか。次の資料4といたしまして、高知県食の安全・安心推進計画の概要版がございますでしょうか。</p> <p>それでは、早速ですが、これからの議事の進捗を青山会長さんによりしくお願いをいたします。</p> <p>会長の青山です。本日はご多忙の中、ご出席を頂きましてありがとうございます。皆様方のご協力を得て会を進めたいと思います。後は座って進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは審議を進めてまいりたいと思ひますけれども、これまで3回、いろいろとご意見をいただきました。その後、幅広く県民の声を公募し、パブリックコメントとして意見をいただきました。これを踏まえまして、いままでいただいたご意見を加えた修正案を作成いたしました。審議会としての最終的な答申をまとめて参りたいと思ひております。</p> <p>それでは、事務局の方からパブリックコメントの結果を報告していただき、修正を加えた点を最新の推進計画（案）について報告をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>福井課長</p>	<p>みなさん、こんにちは。食品・衛生課の福井と申します。いつもお世話になっております。年末からは、ノロウィルスの関係で、福祉関係の施設に対して発生があったり、また最近では、鳥インフルエンザの関係で宮崎の方で発生したり、また、不二家関係の期限切れ食品を使つての食品の製造というような食に関係する多くの話題がいろいろ出ております。関係の各課の方で、その辺調査したり、指導したり、また情報提供したりというような形でやっておりますけれども、これからの動きというか、我々としても気になるところでございます。そういう状況の中での、今日の審議会でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、座つて説明させていただきます。</p> <p>前回の審議会では、推進計画の案につきまして、皆様方からいろいろのご意見を頂きました。また、その後、県のホームページや新聞・テレビで、11月の1日から24日までの期間でパブリックコメントを行つております。ということで、この両方のご意見についての対応についてご説明をさせていただきますと思ひます。</p> <p>まず、パブリックコメントに寄せられた意見と対応について、説明をさせていただきますと思ひます。この意見につきましては、4団体で6件の意見が出されております。まず1点目、食品安全検査体制についてということです。これにつきましては、検査の一元化について、安全対策の強化を図る必要がある。県の検査体制というのは、食品衛生に関わるものは健康福祉部の食品・衛生課、食肉衛生に関するものは農林水産部の畜産課、水産物については海洋局水産振興課など各部局で行われているということで、このような検査体制に対して、検査部門が一元化して食品安全や衛生検査に責任を持つ体制を作ることが必要ではないかということです。そういうことで、行政</p>

機構の見直しに関わる問題であり、すぐ実行するということは困難かもしれないけれども、計画期間の5年に検討と準備を進めて、次の推進計画に実行課題とすることも可能ではないかということです。そして、食の安全について、食品検査体制を含め、縦割りでない、部・課の横断的な組織を作り、実行力のある政策を進められることを希望するというようなご意見でございます。

県といたしましては、現段階では、組織として検査体制を一元化するというところには至っておりません。検査の趣旨により各部局で検査内容や項目が異なり、検査機関も各々の事例において専門的に行っております。各課でお互い情報交換をしながら、部局を越えて連携し対応して参っております。今後、一層の連携を強めながら、生産から流通までの食の安全検査及び指導を進めていきたいと思っております。

意見の2ですけれども、輸入される農産物や加工食品の安全対策についてということで、農産物の加工品が書類審査だけで輸入許可されている現状では、安全性が十分担保されているとは言えないというようなことであります。国段階だけではなく、県民の食の安全・安心を確保することは、県の重要な責務ではないだろうかという意見です。

これに対する回答ですが、県におきましては、食品安全対策検査の中で、流通している輸入野菜の残留農薬検査や、輸入果物の防ばい剤の検査を計画的に毎年実行しております。輸入食品が増加している現状を踏まえ、今後とも検査内容を検討しながら輸入食品の検査による安全確保に向けて取り組んでいきます。ということで、18年度は輸入野菜が15件、果物が10件、19年度は、これは予定ですけれども、野菜が20件、輸入果物が30件というような形で考えております。なお、この皆様方のお手元に配っております「修正版」のなかで、輸入食品ということに記載して、追加をさせていただいております。

ご意見の3ということで、食の安全について、これは検査の実績ということですが、ポジティブリスト制度が設けられ、残留農薬等の検査が進められております。検査実績について把握しているところでは、JAなどの検査実績が行政を上回っているというような状況にあるということです。県外出荷に向けた農産物の検査だけでなく、県内で消費されるものについても検査を実施されるよう、また、検査費用の問題も含めて具体化されることを望みますというご意見です。

意見への対応といたしまして、県では、安全・安心な農産物の安定生産のために、農薬の適正使用を指導するとともに、県産農産物の信頼を確保するため残留農薬検査を実施しております。今年度につきましては、直販所を中心に22種類の農産物を対象に200点を買って上げ、農薬検査を現在実施中です。18年度の予算としては、農薬の分析の委託費は550万程度ということになっております。なお、19年度についても厳しい財政状況ではありますが、県内の農産物の安全・安心を確保する取り組みの一つとして、残留農薬検査は継続するように予算を要求しているということです。次に食品・衛生課の対応の方になりますけれども、県内で流通する農産物についても、県の衛生研究所の方で残留農薬検査を実施しております。ポジティブリスト制度の施行により、検査項目も増やすように努力をしております。18年度は農薬検査の予算が220万くらい、検査項目は80検体ということで、県内産の農産物を65

検体実施するようしております。19年度も引き続き、農薬の検査を実施するよう要求をしているところです。

次に意見4ですが、学校給食の食材の安全性についてということです。学校の給食は、自校方式とセンター方式とがあります。センター方式の場合、食材を納入業者に委ねるため、輸入食品も学校給食に入り込んできているということです。特に加工食品や小麦等の輸入チェックが書類審査だけであり、安全性が完全に担保はされていないというようなことで、年に2回の食品衛生の検査は行っておりますが、食材の食品添加物や残留農薬の検査は実施されていないという状況です。学校給食の安全性を担保するため、県が食品安全検査を実施することが必要であり、学校給食の安全の確保について行政の責務としての位置づけ、食品の安全検査をはじめとする必要な施策を計画的に推進するよう要望します、という意見であります。

学校給食の食材の安全性につきましては、文部科学省の策定した「学校給食の衛生管理の基準」に基づいて設置者が安全性の確保に努めているところでございます。県教育委員会もこの基準に基づく指導を市町村に行うとともに、市町村が実施している給食用食品の検査結果の報告も受けております。また、ご意見のありましたセンター方式の調理場でも、単独調理場と同様に、日ごろから食品納入業者等から実施した衛生検査の結果を提出させるなど、栄養教諭や学校栄養職員が衛生面や食品添加物等に配慮をして安全な食材の発注を納入業者ごとに行っております。

食品・衛生課におきましては、食の安全対策検査の中で、流通段階の食品について食品添加物や残留農薬の検査を実施しております。その中で、学校給食の食材における食品添加物や残留農薬の検査についても、教育委員会等の関係部局と連携をとりながら納入食材の検査に努めていきたいと思っております。なお、給食施設は、学校給食の自主衛生管理として、業者が自主的に検査し、その安全性が確保された食材を使用するよう努めているところです。

次に、意見5ですけれども、遺伝子組み替え作物に対する方針についてです。遺伝子組み替え作物は、人体への影響が計り知れないばかりでなく、自然環境を根底から破壊する恐れのある技術です。現在では、農産物のみならず豚、鮭、杉等と開発が進んでいます。これらは全て高知県の基幹産業に深く関わり、私たち消費者の生活を脅かす絶大な脅威であります。もしも、高知県で栽培等が行われていることが判れば風評被害による基幹産業への大きな被害も受けるでしょう。表示もなく流通していれば消費者は選択することもできません。高知県として遺伝子組み替え作物への明確な方針を明示してください。全国に先駆け、遺伝子組み替え作物にまで踏み込んだ推進計画となることを期待しております。それで、①として、高知県で遺伝子組み替え作物が実験も含め栽培等が行われていないか調査し、情報を集約できるシステムを構築する。②高知県では遺伝子組み替え作物の栽培、飼育、開発等を行わせないシステムを構築する。③流通食品の検査を強化して結果を公表し、不適格品の排除、表示の指導等を徹底するというようなご意見が出ております。

①②につきましては、現行における遺伝子組み替え作物に対する栽培面からの考え方は以下のとおりです。県内における遺伝子組み替え作物の栽培について、試験研究機関での試験栽培は当面想定しておりません。また、一般栽培についても、現在のと

ころその動きは確認しておりません。県内における栽培実態の把握については、県の普及組織、農業振興センター普及課・所を通じて、各地域の情報収集に努めていきます。また、県外の遺伝子組み替え作物の動向についても情報の収集に努めます。

③につきましては、遺伝子組み替え食品の検査については、県内で流通している大豆やとうもろこしの加工食品について検査を実施し、その結果を現在公表しております。今後とも検査を実施していくとともに、表示の指導も徹底していきます。

意見の6ですけれども、食育についてということで、①「高知県の食育の基本となる高知県食育推進計画を策定し…」と記述されており、その際も県民の意見を聴き、総合的で実効ある計画を策定することをお願いする。また、県の食の安全・安心推進計画（案）の中で、食育について計画がありますが、保育園、幼稚園、学校での取り組みだけでなく、家庭での食育、親の食生活、高齢者の食生活についても取り組みの具合化を希望します。また、生活協同組合を含め、地域の団体や消費者団体なども食の安全や食育について学習・啓蒙活動を取り組んでいます。これらを支援するための具体的な計画・予算措置も盛り込まれることを望みますというご意見です。

①についてですけれども、食育推進計画では、消費者や生産者、教育関係者などの各分野の代表者で構成する食育推進協議会を設置し、検討を進めています。計画案については、広く県民からの意見を募集し策定して参ります。②ですけれども、食育は、乳幼児から高齢者まであらゆる世代での取り組みが重要ですので、各世代に応じた食育の推進に努めます。③ですけれども、食育は、行政と関係団体が連携して取り組んでいくことが重要でありますので、新たな予算措置は厳しいものがありますが、知恵や工夫を出しあいながら取り組んで参りたいと考えております。

ということで、以上がパブリックコメントでいただいた意見と各意見への対応です。そして、これを推進計画へ盛り込んだ内容については、後で説明をさせていただきたいと思えます。

次に、前回の第3回審議会で出された意見とそれに対する対応について、説明をさせていただきます。

お手元の資料を見ていただきたいと思います。1番の輸入食品の安全対策について、2番の遺伝子組み替え作物の実態調査等について、3番目の検査機関の一元化について。これは先ほど、パブリックコメントのところで説明をさせていただきましたので、省かせていただきたいと思います。

4点目に、人材の育成についてということで、安全管理や衛生管理の技術が進歩する中で、安全対策に関わる人材を育成しなければならない。消費者の中にも、食の問題に関わる人をいかに増やしていくか。人材の育成を位置付ける必要があるのではないかと意見が出されております。

これにつきまして、行政、生産者・事業者等、各々人材育成に努めています。推進計画（案）では、各項目の中で次のことを記載しております。各項目ごとの取り組みという形で記載したいと考えております。9ページ、16ページ、10ページ、30ページに、このような形で一般の方々に対する育成を記載しているところです。

5つ目が、計画の検証と評価についての意見をいただいております。計画については、5年間を通じて検証・評価し、課題を明らかにして次の計画に繋げていくことが

大事だという意見です。

推進目標については、進捗状況を確認しながら、5年間でどれだけ達成できたかを検証し、取り組みについて評価を行い、次に繋げていきます。計画の進行管理については、推進計画（案）に記載しているように、食の安全・安心推進審議会に諮りながら進めていき、結果を公表していきます。

6点目が、目標値の設定についてということです。推進目標の設定については、監視指導率100%や全頭というような記載は非常によくわかりやすいですけれども、講習会などでの回数で2回から6回というようなことは消費者がピンとくるだろうかというようなご意見でございました。

合同の食品関係の会などがありますが、推進目標については、現状の実施回数と5年の期間での実施の現状がどうであろうかというような形で目標とする回数を示しました。回数という具体的な数値で示した方が、取り組みを進めるに当たり有効であると考えております。評価では、目標値に対する達成率を尺度として考えていきたいと思っております。

7点目が、情報提供についてです。内容をやさしく噛み砕いて理解を助けるようにしないと消費者は育たない。情報提供については、危険な部分の情報だけでなく、フードマイレージのような問題等も併せて伝えていく。また、消費者が正しい情報を得られるよう、情報の読み解き、教育が必要ですとのご意見をいただいております。

推進計画（案）の4「食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進」の「行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解」の項目に記載があるように、次の点に特に配慮して情報の提供を進めていきます。

- ・正確な情報をできるだけ分かりやすく迅速に提供します。その際、誰もが容易に情報を得られるような媒体の活用に努めていきます。
- ・食の安全・安心に関する正しい知識を習得する機会の提供に努めます。その中で、正しい食品の選択に繋がるよう、消費者に対する学習会等を実施していきます。
- ・生産者・事業者、消費者、行政間のリスクコミュニケーションを進めていくことが重要であり、実施内容の充実を図っていきます。

というのが、前回の審議会でのご意見です。

続きまして、意見を踏まえまして修正したお手元にお配りさせていただいております推進計画（案）修正版の修正場所について、説明をさせていただきますので、めくりながら確認をしていただきたいと思います。

まず、修正箇所につきましては、下線を引かさせていただいておりますので、その部分を見ていただけたらと思います。まず、1ページになりますけれども、(2)の計画の位置付けというところですが、高知県食の安全・安心推進審議会についての説明のところ、追加で下線を引かさせていただいております。また、1ページ(4)の計画の進行管理というところで、「取組や目標の達成状況などについて」というところで下線を引かせていただいております。

次に3ページに移りますけれども、(2)の食の安全・安心推進体制という部分での図の中で「研究開発」というのを追加させていただきました。4ページですけれども、(3)の関係者の責務と役割という部分で、①の部分に「調査研究の推進」というの

を追加いたしております。

5ページになりますけれども、(4)の高知県の主要な取組のなかで、水産物産地市場の衛生管理というところで、衛生管理の向上を「図ります」というところを「推進します」という形に変えさせていただいております。

次に、3の食の安全・安心確保のための取組の、8ページですけれども、1危機管理体制の整備の中の⑤の文中の食品関連事業者の「指示」というところを「指導」という形に修正しております。

10ページのア、安全・安心な農産物の生産及び供給の農薬の適正な使用指導というところの中で、下線がありますように、農協生産部会に属する野菜農家というのを入っております。

11ページですけれども、同じく、環境保全型農業の推進というところですが、「こうち農業・農村振興指針」との整合性を図り、推進目標を修正したという形です。そして、数を率%に変えております。

12ページですけれども、安全・安心な畜産物の生産及び供給というところで、トレーサビリティ法を「牛肉トレーサビリティ法」ということに修正し、用語解説に加えております。また、推進目標のところ、指導数を指導率に改めるということと、かっこ内に数を併記させていただいております。

次、13ページになりますけれども、ウで安全・安心な水産物の生産及び供給というところの水産物産地市場の衛生確保では、前回の分では①②③というような形で記載をしておりましたが、重なる部分もありますので、①、②と二つの項目の形に変えさせていただいております。

14ページの動物用医薬品の適正使用というところでは、写真の説明書の中の漁業指導所に「等」を入れさせていただきました。この「等」というのは水産試験場、内水面漁業センターを示しております。「水産用医薬品」を「動物用医薬品(水産用医薬品)」という形に訂正し、用語解説を加えております。あと、担当課名を追加しております。

16ページのイになりますけれども、食品営業者等の自主管理体制の推進、支援というところですが、取組方法の③のところ、文を修正して、食品検査センターによる営業者の自主検査への対応を追加しております。

17ページでは、食中毒予防というところで、推進目標のところの目標年次が22年と書いておりましたが、23年に修正をいたしております。

19ページの貝毒の危険防止対策ですけれども、連絡体制の図に下線の部分の追加をしております。また、担当課名の追加をしております。

20ページのイですけれども、流通食品の検査というところですが、県において輸入食品の検査の必要性を下線のとおり記載をし、17年度の食品検査について再計で輸入食品の検査数を追加しております。事業・取組の方向の②の中でも、流通食品に輸入食品を含む旨をかっこ書で併記をさせていただきました。事業・取組の方向の⑥では、修文をしたというような形で、検査センター等による自主検査の実施に努めますというような形に改めております。

24ページから25ページをお開きいただきたいと思います。3の認証制度の推

<p>青山会長</p>	<p>進の農産物及び生産者の取組というところでは、前案の②の中の有機JASの登録認定機関であるNPO法人への支援というのが、①に含まれるということで、この②を削除して①だけにしたということです。あと、記載の修正ということで、基準を設けて審査し登録するというような形に変えさせてもらっております。</p> <p>それから30ページの①の食育の推進というところで、目標値の数値に「以上」というのを追加させていただきました。あと、空欄の値については、現在調査結果を集計中ですので、計画の策定時にはこれを記入して仕上げたいと考えております。</p> <p>長くなりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>パブリックコメントとして寄せられた6点、前回の審議会でもいただいたご意見7点について、そのコメントの内容とそれに対する行政の対応について説明をしていただきました。そのうえで、推進計画(案)に修正を加えております、その修正点について、詳細を説明いただきました。ご意見、ございますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>川村委員</p>	<p>食育のところなんですけれども、パブリックコメントのご意見6になりますでしょうか。それから、こちらの29、30ページのところですが、食育については、これは子どもから高齢者まで、どのライフステージにも食育が必要だっていうことは誰しも認めるところなんですけれども、今の状況ですと、次代を担う子どもたちに焦点を合わせて、また一方では、いくらやってもなかなか変わらない大人へのあきらめもあって、子どもへ焦点をあてているところだと思いますけれども、このご意見への対応、それからこちらの中で、企業における食育の推進という点が薄いように思うんですけれども、その辺りはどこに含められているのかを教えてくださいたいと思います。</p> <p>地域、家庭だとか、それから、子ども、高齢者って出てくるんですけれども、特に高知では働き盛りの方、つまり会社、といっても非常に従業員の数の少ないところが多い中で、どうしてもその点が、いろんなことが薄くなっているというように思いますけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでございましょうか。</p>
<p>青山会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。食育っていうと、どうしても学校とか地域が中心になって、この点が指摘されているわけなんですけれども、職域での取組について、何か行政としてのお考えがあれば。はい、どうぞ。</p>
<p>健康づくり課</p>	<p>健康づくり課の村岡です。よろしくお願いいたします。</p> <p>貴重なご意見いただきました。医療制度改革の中で、特に最近メタボリックシンドロームということで、耳に思うんですけれども、50代、60代の働き盛りの健康問題がクローズアップされております。それで、平成20年度から、特に働き盛りの方を対象とした検診とか保健指導というのが制度的に改正をされます。</p> <p>それに合わせて、県といたしましても、そういう体制と併せて、特に運動と食事と</p>

	<p>ということが非常に重要ですので、特に職場に関しては、地域職域連携推進協議会という形で職場の方々と一緒に健康づくりや食事のことについても取り組んでいきたいということで、現在そういう体制を築くようにしております。そういうことを食育ともあわせながら取り組んで参りたいと考えております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>職場の中でも最近、労働安全衛生法の健康診断についてもメタボリックシンドロームについて取り上げようということになっておりますし、医療保険制度の保健所機能という点でも職域、地域が協働していくという体制はできておりますけどね。</p> <p>この計画の中で、川村先生どうしましょう、何か追加をしますか？</p>
<p>川村委員</p>	<p>私は前回休んでおりましたので、今日のことはちょっと躊躇したんですけども、できましたら、そういう、何か言葉を一点、どこかに入れていただければというように思いますけれども。しかし、最終的には、委員長の方にお任せいたします。</p> <p>ずっとこれを見ましても、確かに、おっしゃった平成20年から始動する保健指導は、国としても一生懸命やるところで、私どもも存じ上げてますけれども、これはこれで、この計画の中に、やはり職域、あるいは企業への食育というようなことが一言あるとないとはえらい違いではないかなと思います。以上です。</p>
<p>青山会長</p>	<p>何だったらこの、9番目、10番目のところに職域と地域と協働で取り組むなんていう一文を加えたっていいんだよね。ということですかね、川村先生。</p>
<p>川村委員</p>	<p>はい、そうですね。</p>
<p>青山会長</p>	<p>それは、どうでしょうか。今、適切な回答をいただいたものですから、逆にそれをこの10番目に加えてもいいんじゃないかなと思いますけど。</p>
<p>健康づくり課</p>	<p>30ページの②のところ、「子どもを中心に、ライフステージに応じた家庭、学校、地域等」というところで、職場というようなことをきちんと位置付けて修正をさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>青山会長</p>	<p>家庭、学校、地域に、職域を加えると。はい、ありがとうございました。ほかに。</p> <p>パブリックコメントも、前回の審議会でのご意見もほとんどかぶっているわけですね。検査の一元化とか情報の一元化とか。何しろ行政の縦割りが中央ではあるし、それを横断的に横につなげるのが、地方自治体ということだと思います。自治体の取組の中で、非常に苦心した表現を使っていると思います。日常生活に身近なことはできるだけ身近なところで、そして高度に判断をしなければならない専門的な判断というのは、やはり中央集権的に集中化してやらなきゃいけない。こういう集中と分散というのは、常に健康問題を考えるときに基本になってくる命題だと思うんですけども。</p>

國松委員

パブリックコメントに対しても、この間の審議会でのご意見についても、それなりにきちっと対応はなさっていると思うんですけども。

ほかに何かご意見ございますか、よろしゅうございますか。

先ほど座長さんの方からも言われましたけれども、行政の一元化については、ちょうど今、高知県の行政の見直しを知事が提起しているということもあって、そういうなかで積極的に提言ができないものだろうかという思いもございます。しかしこれは県の行政全体の大きな枠に関わることでありますから、どの程度可能なのか、それは全く分かりませんが、少なくともその見直しについてはよいチャンスじゃないかと、そういうことも必要があれば知事の方に提言することも可能ではないだろうか。いくいかんはまた、論議されることだろうと思いますが、そういう点では時期的に非常によいのではないだろうかという思いが一点です。

それから学校給食の問題で、パブリックコメントに対する答えをいただいたんですけども、現状は確かに言われるとおりでございます。ただ、高知市なんかは自校方式という方式をとっていますけれども、非常に規模が大きい、2万食くらいの給食になるわけですから、だいたい4千食くらいの食材を供給して、献立表に基づいて、各学校で4千食くらいの献立をいくつか作って、それを順番に回しながら食材を調達しているようです。その食材を調達するのは、物資購入委員会という給食センターの中にそういう購入委員会をつくって、校長さんなり担当教諭それから事務局、栄養士、こういう人たちが集まって、そこで業者を選定して、給食に必要な物資を調達するということになっているようです。そして、そこでの衛生管理の面については、年に何回か学校調理室等で検査をするということでチェックできているんですが、輸入食品が回ってくる可能性がかなり高くなって、そのチェックをどうしているのかということをお聞きしますと、先ほど言われましたようにだいたい業者の方で自主的に選定する部分、それから物資購入委員会にサンプルだとか成分表、私がお聞きしたのは配合表とかいうことを言っておりましたが、成分表だと思うんですが、そういうのを提出して、その購入委員会で一応チェックするということが言われておりました。しかし問題は、校長先生や委員会の事務局、栄養士さんが、成分表を見て果たしてこれがどうなのかと、残留農薬の関わりでどうなのか、食品添加物の関わりでどうなのかという点での専門的な知識はなかなか難しいのではないかと。結果的には業者さんのチェックに依存をするという形にならざるをえないのかなと、この辺りをどういう形でしていくのかということが一つは大きな課題となってくると思うんですが、この計画の中に書き込む書き込まないは別にして、そういった課題が残るんじゃないかという思いがします。

衛生のチェックについては、この推進計画（案）のなかにきちっと位置付けされてやるようにしているんですが、規格管理、つまり残留農薬や食品添加物についての管理については、この部分では触れられていない。むしろ、全般的な輸入食品についてのチェックを強化しますという形のなかで、そういう部分については委ねられることになろうかと思うんですが、学校の給食の物資購入委員会でそういうものがどの程度チェックできるかなあというのが、現実問題としては横たわっているという認識が必

	<p>要じゃなかろうかと、全てがOKだということにはならないという現実が一つあるということをお知りおき願いたい。</p> <p>ということと、全国の生協の2005年度の食品検査センターが発表した結果を見てみますと、残留農薬等についての検査が、生協の検査センターでもかなりの数に上っていることに、私、改めて唖然としたんですけれども、そういう実態がある。例えば、一つの例ですけれども、2005年の一年間で936件の検査を実施をしたと、これは検査の数としては非常に多くはないと思うんです。残留農薬の検査ですけれども。そのうちです、問題がありとされたのが、592件です。率に直すと、63.2%問題ありということになっている。その残留農薬そのものが果たして人体にどう影響があるかどうかは別にしてですね、検査の結果、それぐらいのものが残留農薬としてかなりの高い数値で検査の結果に上っていることが分かっていると。とりわけ驚いたんですけれども、飲料水については、167件中、実に129件、77%が問題ありということになっている。不二家の問題じゃないですけれども、そういうものが日常的に、かなりの濃度で蓄積されて結果として出ているということを見ると、学校給食の問題もあながち、けっこう、頭の中に留めておいて対応を考えないといけない問題かなという思いが大変強くするというのが感じられたと思います。以上でございます。</p>
<p>青山会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>第1点は、現在県が行っている行政改革の中で、こういった一元化の問題も十分考慮して取り組んでほしいということでございますが、今日は、協議の実力者がほとんど顔を並べているわけですから、ここで意見を聞いて協議の中でぜひ進めていただきたいと。</p> <p>もう一つは、学校給食っていうのは、給食数の数の問題、それから量の問題、それから子どもたちと質の問題から考えて、十分今後とも注意していかなければならないだろうというご指摘があったと思います。学校給食には、専門職として学校栄養士の配置もありますので、十分、学校栄養士が、その成分表等々についてのチェックを検討してもらえたらと思います。</p> <p>ありがとうございました。ほかに何か、ございませんか。</p> <p>なければ、この答申の文案について検討を進めたいと思いますので、文案を配布していただけますか。よろしいですか。</p> <p>配布が済みましたら、事務局に案文を朗読させますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>福井課長</p>	<p>それでは、読ませていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(案)</p> <p style="text-align: right;">平成19年1月17日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎 様</p> <p style="text-align: right;">高知県食の安全・安心推進審議会 会 長 青山 英康</p> <p style="text-align: center;">高知県食の安全・安心推進計画の策定について (答申)</p>

	<p>平成18年2月16日付け17高食衛第833号をもって当審議会に対して諮問のありましたこのことについては、審議を重ねて推進計画の原案をとりまとめました。 なお、計画の推進にあたっては、下記の点に配慮されるよう申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画に基づき、食の安全・安心を確保するための施策を効果的に推進するため、行政、食品関連事業者、すべての県民の理解と協働のもと、実効ある取組が展開されるよう配慮すること 2 県民の健康の保護が最も重要であるとの認識のもと、食品の生産から流通、消費に至る各段階において、きめ細かな施策の実施に努めること 3 消費者の食の安全・安心に対する正しい知識と理解を促進し、適切で積極的な情報提供に努めること 4 計画の進捗状況について定期的に点検しながら、達成状況を検証・評価し、施策に繋げていくこと <p>以上です。</p> <p>青山会長</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>これは、先ほどご審議いただきました推進計画に付けて、知事に答申するという形になっております。先ほどのみなさんのご意見をある程度含めて、県の行政、体制の改革についても生かされるのではないかと思います。</p> <p>この文案についてはいかがでしょうか、よろしゅうございますか。</p> <p>若干、抽象的ですけども、こういうふうに総括的な形で、「答申」というのは幅を持たさなければ意味がないところもありますので、よろしゅうございますか。</p> <p>修正点がなければ、先ほどの計画（案）修正版に本日の修正点を加えて、この答申を行いたいと思います。その意味で、少しここで休憩をさせていただいて、計画等の修正その他のことについて、会長、幹事の方で事務局と審議したいと思います。</p> <p>では、2時50分まで休憩にさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～ 休憩 ～</p> <p>青山会長</p> <p>それでは、再開します。</p> <p>〔答申文に押印〕</p> <p>では、委員の皆さんに代わって、私の方から知事への答申を部長に提出したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">平成19年1月17日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎 様</p> <p style="text-align: right;">高知県食の安全・安心推進審議会 会 長 青山 英康</p>
--	---

	<p style="text-align: center;">高知県食の安全・安心推進計画の策定について（答申）</p> <p>平成18年2月16日付け17高食衛第833号をもって当審議会に対して諮問のありましたこのことについては、審議を重ねて推進計画の原案をとりまとめました。 なお、計画の推進にあたっては、下記の点に配慮されるよう申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画に基づき、食の安全・安心を確保するための施策を効果的に推進するため、行政、食品関連事業者、すべての県民の理解と協働のもと、実効ある取組が展開されるよう配慮すること 2 県民の健康の保護が最も重要であるとの認識のもと、食品の生産から流通、消費に至る各段階において、きめ細かな施策の実施に努めること 3 消費者の食の安全・安心に対する正しい知識と理解を促進し、適切で積極的な情報提供に努めること 4 計画の進捗状況について定期的に点検しながら、達成状況を検証・評価し、施策に繋げていくこと <p>以上です。よろしく願いいたします。</p> <p>畠中部長 答申に基づきまして、施策を推進させていただきます。 ありがとうございました。</p> <p>青山会長 続きます、推進計画の普及啓発についてですが、食の安全・安心を確保するためには県民全体で取り組むことが必要です。この推進計画ができた後、県民に対してどのように周知し、普及をさせていくのか事務局の方から説明をお願いいたします。</p> <p>事務局(鍋島) 食品・衛生課の鍋島です。お世話になっております。 お手元に、資料の4として、表紙にイラストのあります「高知県食の安全・安心推進計画概要版」をお手元にお配りしております。 先ほど会長の方からお話ございましたように、本日、食の安全・安心推進審議会から答申をいただきまして、今後、県といたしましては、この推進計画を高知県版として作成することになります。そして、その推進計画を広く県民の皆様にPRしていくために、お手元にありますような概要版を作成いたしまして、今後の食の安全・安心推進の確保に向けた普及啓発に努めていきたいと考えております。 今日、答申をいただいたばかりで、これから正式に「高知県食の安全・安心推進計画」を、2月頃を予定しておりますが、策定できる予定です。その後、この概要版を今年度中に作成してPRしていくということです。 あくまでも現段階では、お手元の資料はイメージにすぎませんけれども、このよう</p>
--	--

	<p>な、フルカラーで一般の方に分かりやすいようなもの、目に留まりやすいようなものを作成して、いろいろな学習会等の機会、広く市町村、県民の皆様、教育委員会、そして生産、製造、流通、消費者の方々のお手元に届くよう、こういう概要版を作ってまいりたいと思っております。</p> <p>また、その際は、各関係部局、そして各団体等を通じまして広めていくようにPRしてまいりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
青山会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>未だ、これから、概要版を完成させて、これを幅広く県民に配布して啓発活動を推進していくということでございます。</p> <p>この点について何か、ご意見ございますでしょうか。</p>
針谷副会長	<p>これは、学習する対象者別に、少しやさしい表現になるとか、そういうような形態を変えた形での概要版が出る予定なんですか。</p> <p>印象として、とても難しい印象なので、少なくとも、大人の人向けでも、漢字の部分とアピールの部分っていうのと濃淡をつけて、文字を大小にするとか、そういう形で人目に付きそうな形だと、皆さん、見てみようかなと思うかなと思ひましたので。内容ではなくて、形式なんですけれども。</p>
事務局(鍋島)	<p>これは、最初の趣旨とか基本的な考え方、それぞれの責務と役割、そして主要な取組とか、あとそれを具体的に提示したものでありますとか、最後のページには推進目標の抜粋というような内容になっておりますけれども、実際、目にとまりやすいように、字の問題ですとか色の問題ですとか、そういったビジュアル的には、作るときに業者の方と相談をして作りたひと思ひしております。</p> <p>文言等についても、ちょっと難しいような、確かに推進計画をそのまま抜き出したような堅い言葉になっているところは確かに多々ありますので、そこをやわらかい、もう少しやわらかい表現にしてということで考えております。</p>
青山会長	<p>はい、ありがとうございます。 川村先生</p>
川村委員	<p>もう少しやわらかい表現にならないのかなというのが1点と、2点目はしつこいですけれども、最後から2ページ目の食育の推進のところに、家庭、学校、保育所、地域の地域に職域が含まれるという解釈もできるんですけども、やはり、職場、企業といひますか、それを入れていただきたいということを強くお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局(鍋島)	<p>はい、分かりました。</p>
青山会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>成長・発育の時代の子ども、もう一つは、働き手としての職場の人たちの生活とい</p>

三谷委員	<p>うところも大切だということですね。</p> <p>ほかに、何か。いろいろとご意見をいただいておりますので、ご遠慮なく、ご意見をいただきたいと思いますけれども。三谷先生、いかがですか。</p> <p>別ございません。分かりやすく、読みやすくしてほしいなあということだけです。</p>
青山会長	<p>どうしても、お役人は難しい言葉を使いますからね。よろしゅうございますか。</p> <p>何もなければ、その他に進みたいと思いますけれども。何かございますか。</p>
事務局(岩井)	<p>誠にすみません、事務局から1点ほど、ご連絡させていただきたいと思っております。</p> <p>いろいろお世話になりましたありがとうございます。</p> <p>この審議会でございますが、条例に基づきまして、県における食の安全・安心の確保に関する施策について審議をしていただく機関でございます。</p> <p>委員の方々の任期については、平成20年1月31日までとしているところでございます。今後この計画を進めていくに当たりまして、行政、生産者・事業者、消費者が連携・協働して食の安全・安心を推進していけるよう、今後とも委員の皆様方にはご協力をどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次年度以降も、この食の安全・安心確保の取組については、情報や意見交換を行いながら計画の進捗状況を検討していきたいと考えていますので、年2回程の審議会を開催するように考えております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からの連絡ということです。よろしくお願いいたします。</p>
青山会長	<p>ありがとうございました。若干時間の余裕があるようですけれども、他にご意見がなければ、このあたりで本日の審議を終了したいと思います。</p> <p>最後に、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。ご多忙の中、4回に渡ってお集まりをいただきまして、非常に熱心なご討議をいただきましたことを心から感謝申し上げます。おかげで、先ほどご覧いただきましたように、無事に諮問に対する答申を知事あてにすることができました。一重に委員の皆様方のご協力の賜だと感謝いたします。ありがとうございました。</p> <p>最後に、部長から一言お願いします。</p>
畠中部長	<p>会長さんはじめ委員の皆様には、4回に渡ってご審議いただきまして本当にありがとうございます。先ほどは、審議会の意見を踏まえました答申を会長さんの方からいただきましたので、答申された内容に基づきまして、またこの審議会でも出された意見を踏まえて、今後高知県の食の安全・安心の推進に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>また、先ほど事務局からも話しましたが、計画ができて終わりということではなく、県として、行政、県民の方、生産者、いろいろな方に関わりをいただきまして、高知県が本当に住みやすい安全・安心な県づくりに取り組みたいと思っております。</p>

司会	<p>すので、今後いろいろな取組についてのご意見、ご審議をまた引き続きお願いすることになります。どうかその点をよろしくお願いいたしまして、本日の答申をいただきましたお礼と引き続きのご協力をお願いいたしまして、簡単でございますが謝辞のことばとさせていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>青山会長さん、委員の皆様方、本当にありがとうございました。そして、関係各課、農政事務所の皆様ありがとうございました。</p> <p>これで、閉会いたします。</p>
----	---

高知県食の安全・安心推進審議会運営規程第3条第2項の規定による会議録署名者

委員

印

平成 年 月 日

委員

印

平成 年 月 日